

外国人介護人材雇用インセンティブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の介護人材不足に対応し、質の高い外国人介護人材を確保することを目的に、外国人介護人材雇用インセンティブ補助金実施要領（令和3年2月24日伺定。以下、「実施要領」という。）に基づき、県内介護サービス事業所を設置経営する法人又は個人が、令和3年度以降に外国人介護人材を雇用する際におけるインシヤルコストに対し、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第2条 県内介護サービス事業所を設置経営する法人又は個人が、令和3年度以降に外国人介護人材を雇用する場合に、雇用した外国人に要した次の表に掲げる経費の2人分までを補助対象経費とする。

No.	補助対象経費	補助率	1人あたりの補助上限額
1	監理団体等初回手数料	1/2 以内 ※千円未満 切り捨て	130千円
2	雇用する外国人介護人材の渡航費用		
3	雇用する外国人介護人材の入国前費用 (手続き、検診、保険等)		
4	雇用する外国人介護人材の移動費用 (例：福岡～大分)		
5	雇用する外国人介護人材の居住場所準備にかかる経費（礼金、手数料） ※ 敷金は返還があるため対象外とする。		

2 県内介護サービス事業所を設置経営する法人又は個人が、「ふくふく認証」（おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認証制度）の認証事業者であり、新たな外国人を雇用することで外国人介護人材の人数が増になる場合は、前項の人数の規定にかかわらず、年度毎、1人分まで補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 雇用する外国人介護人材の雇用契約書（案）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は

添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - （4） 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
 - （5） この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - （6） 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - （7） 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - （8） 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
 - （9） その他規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- （1） 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - （2） 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 雇用した外国人介護人材の雇用契約書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る外国人介護人材雇用インセンティブ補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る外国人介護人材雇用インセンティブ補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る外国人介護人材雇用インセンティブ補助金から適用する。